

## 医療廃棄物処理業務特記仕様書

この特記仕様書は、医療廃棄物処理業務の概要を示すものであって、現場の状況に応じ、ここに記載されていない事項についても誠意をもって行うものとする。

(乙の事業範囲)

第1条 甲は、特別管理産業廃棄物及び産業廃棄物（以下「産業廃棄物等」という。）の収集運搬及び処分を乙に、下記及び別表で定める乙の事業範囲内で委託し、乙はこれを受託するものとする。

(1) 収集運搬に関する事業範囲

①特別管理産業廃棄物

許可都道府県	
許可の有効期限	
事業の区分	
許可番号	

②産業廃棄物

許可都道府県	
許可の有効期限	
事業の区分	
許可番号	

(2) 処分に関する事業範囲

①特別管理産業廃棄物

許可都道府県	
許可の有効期限	
事業の区分	
許可番号	

②産業廃棄物

許可都道府県	
許可の有効期限	
事業の区分	
許可番号	

2 乙は、業務の実施に先だて、その事業範囲を、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可証、並びに産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可証の写しを甲に提出することにより、その内容を明らかにしなければならない。また、その後、許可内容等に変更があった場合も同様とする。

(産業廃棄物等の種類、荷姿及び数量)

第2条 甲が乙に対して収集運搬及び処理を委託する産業廃棄物等の種類、荷姿及び数量は、下記及び別表のとおりとする。

(1) 感染性廃棄物(特別管理産業廃棄物)

- ①針、メス等鋭利なもの 専用容器
- ②感染性の検体 専用容器
- ③治療、検査等で排出された汚染物 専用容器、ダンボール箱
- ④紙オムツ ダンボール箱

(2) 非感染性廃棄物(産業廃棄物)

- ①プラスチック製容器、梱包材等 透明ポリ袋
- ②缶詰缶、薬品缶、点滴ビン、薬品ビン等 透明ポリ袋
- ③廃薬品 ダンボール箱

2 甲が乙に対して処分を委託する産業廃棄物等の最終処分業者の事業範囲は別表のとおりとする。

(別表)

産業廃棄物の種類	予定数量	収集運搬予定回数	処分方法	処理能力	施設の所在地	事業場の名称
			上段：乙の事業範囲			
			下段：最終処分業者の事業範囲			
感染性廃棄物 (紙オムツを含む)	年間 170,000 kg	年間 157 回				
廃プラスチック類	年間 13,000 kg	年間 36 回				
金属くず・ガラスくず等	年間 3,000 kg	年間 6 回				
廃薬品	年間 300 kg	-				

(収集運搬・処理の条件)

第3条 収集運搬及び処理の条件は次のとおりとする。

(1) 感染性廃棄物等の収集・運搬は、原則として月、水、金曜日の週3回とし、その他の廃棄物の処理の要請を受けた時は、速やかに収集・運搬に応じるものとする。

る。

(2) 乙は、甲の指定した廃棄物置場から乙の運搬車両で収集・運搬し、台貫後、処理するものとする。

運搬車は原則として4トン車を使用し、感染性廃棄物の収集運搬は保冷車とする。

その際、飛散・流出・悪臭発散することのないよう十分注意すること。

(3) 乙は、甲が持ち込む産業廃棄物（廃薬品）を、甲の指定した日時に焼却するものとする。

その際、焼却炉への投入を甲が直接確認することができるようにする。

(4) 甲は、感染性廃棄物の梱包については、飛散・流出のおそれのないようバウザードマークの付いた専用容器、ダンボール箱を使用することとし、乙は、感染性廃棄物を焼却する場合は、梱包されたままの状態で行うものとする。

(5) 乙は、甲から委託された産業廃棄物等の積替を行ってはならない。

(適正処理)

第4条 乙は、委託に係る産業廃棄物等について、法に基づき適正に処理しなければならない。

(適正処理に関する情報)

第5条 甲は、産業廃棄物等の適正な処理のために必要な以下の情報を、乙に提供しなければならない。ただし、甲が提供する情報の範囲は、甲乙協議の上定めることとする。

ア 産業廃棄物等の発生工程

イ 産業廃棄物等の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ 混合等により生ずる支障

オ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ 石綿含有産業廃棄物の有無

キ その他取扱の注意事項

2 甲は、委託する産業廃棄物等の情報に変更が生ずる場合には、甲乙協議の上、乙に対して事前に、書面を持って情報を提供しなければならない。

3 甲は、委託する産業廃棄物に有害な化学反応を起こさせる他の物質を混入してはならない。万一混入したため、乙の処理業務に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、乙は、当該産業廃棄物の引取りを拒むことができる。

(マニフェスト)

第6条 甲は、乙に廃棄物の収集・運搬及び処理を委託する際は、電子システムにより、

マニフェストの管理をするとともに、乙は、委託された廃棄物を法令等に基づき適正に処理しなければならない。

(委託業務終了時の報告)

第7条 乙は、甲から委託された産業廃棄物等の処理を完了したときは、毎月月末に完了報告書を作成して甲に提出しなければならない。

(処理状況の報告)

第8条 甲は、必要があると認めたときは、乙に対して処理状況に関する報告を求めることができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第9条 乙は甲の承認を得なければ、この契約に係る権利又は義務を他人に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引受けさせてはならない。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、委託を受けた産業廃棄物等の全部又は一部の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、契約期間中、やむを得ない事由により処理業務を他人に委託せざるを得ないときは、乙があらかじめ甲から書面による承諾を得て法令に定める再委託の基準に従って行う場合はこの限りではない。

(業務委託料及び支払方法)

第11条 甲の委託する産業廃棄物等の収集運搬及び処理業務に関する業務委託料については、契約書で定める単価に基づき算出する。この場合の消費税等は甲が負担する。  
2 甲は、乙からの業務委託料の請求に対し、委託契約書別添に定める方法により支払うものとする。

(秘密の保持)

第12条 甲、乙は、この契約に関して知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約の解除及び未処理廃棄物の取扱い)

第13条 甲は、契約の相手方が、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 法令等の規程に違反したとき。
- (2) この契約の条項に違反したとき。
- (3) 差押え、営業停止、手形不渡り処分等の事態が生じたとき。
- (4) 監督官庁から許可の取消し、停止等の処分を受けたとき。

2 前項の規定に基づき契約を解除する場合であって、委託に係る産業廃棄物等の処理

が完了したことを確認できないときは、甲、乙協議により、当該未処理産業廃棄物等を、次のいずれかの方法で処理することを定めた後でなければ解除することができない。

(1) 法令の基準に従って再委託を行うこと。

(2) 甲が引き取り、別途処分を行うこと。

なお、甲、乙いずれかに当該産業廃棄物等を処理する能力がないと認められるときは、他方が処分の責任を負うものとする。

(負担区分及び計算)

第14条 甲、乙の負担区分及び計算については次のとおりとする。

(1) 感染性廃棄物を梱包する専用容器、500ダンボール箱、200ダンボール箱は、甲が用意し、甲の負担とする。

(2) 800(茶色)ダンボール箱(ハイトガードマーク付)、600(茶色)ダンボール箱(ハイトガードマーク付)及び粘着テープは、乙が用意し、乙の負担とする。

(3) 回収した産業廃棄物等の処理重量は、乙の台貫(計量器)で計量し、速やかに甲に報告する。

(4) 電子マニフェストの入力等は、甲、乙それぞれが適正に管理する。

(業務責任)

第15条 乙は、この業務の履行に当たり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」及び「麻薬及び向精神薬取締法」を遵守し、それらに対する一切の責任を負わなければならない。